



平成24年  
4月1日  
現在で

## 公的年金受給者で 65歳の人にお知らせ

### 65歳になると、住民税の公的年金からの引き落とし(年金特別徴収)が始まります

平成21年から住民税の公的年金からの引き落とし(年金特別徴収制度)を行っています。この制度は、年金を支給する年金保険者が、納税義務者(年金受給者)の年金に掛かる住民税を公的年金から天引きし、市町村へ直接納めるものです。

**これは納税方法を変更するものであり、これにより新たな税負担が生じるものではありません。**

#### 対象者

平成24年4月1日で65歳以上の公的年金の受給者

※介護保険料が年金から引き落としされていない人や公的年金の額が年額18万円未満の人、引き落とされる保険料や税の合計額が年金額を超える人などは対象外です。

#### 対象となる年金

老齢基礎年金などの公的年金

#### 特別徴収の方法

##### ●特別徴収を開始する年度

- 上半期(年度前半)は、6月・8月に、年税額の1/4ずつを普通徴収(※1)します。
- 下半期(年度後半)は、10月・12月・2月の公的年金の支払ごとに、年税額から上半期に普通徴収した額を差し引いた残りの額を、特別徴収(※2)します。

(※1)普通徴収：納付書や口座振替による納付 (※2)特別徴収：年金から天引き

##### 《例》平成24年度の年税額が6万円の場合

期別	年金支給月	徴収方法	計算方法	徴収税額
上半期	平成24年6月	普通徴収 (納付書・口座振替)	年税額(6万円)の1/4	15,000円
	平成24年8月		同上	15,000円
下半期	平成24年10月	特別徴収 (年金天引き)	年税額(6万円)の1/6	10,000円
	平成24年12月		同上	10,000円
	平成25年2月		同上	10,000円

##### ●2年目以降

- 上半期の年金支給月(4月・6月・8月)ごとに、前年度の2月と同額を仮徴収します。
- 下半期の年金支給月(10月・12月・2月)ごとに、年税額から上半期の徴収額を差し引いた残りの額の1/3ずつを本徴収します。

##### 《例》平成25年度の年税額が9万円の場合

期別	年金支給月	徴収方法	計算方法	徴収税額
上半期 (仮徴収)	平成25年4月	特別徴収 (年金天引き)	平成24年度の2月の額	10,000円
	平成25年6月		同上	10,000円
	平成25年8月		同上	10,000円
下半期 (本徴収)	平成25年10月		年税額(9万円)から上半期の額(3万円)を差し引いた残りの額(6万円)の3分の1	20,000円
	平成25年12月		同上	20,000円
	平成26年2月		同上	20,000円

※年金支給額の変更や税申告により、年度の途中で所得あるいは控除の変更があった場合、年金からの特別徴収が一旦停止されることがあります。その場合、次の年度は年金の特別徴収の開始年度と同じ徴収方法になります。

問い合わせ 市税務課市民税係(福間庁舎) ☎43・8117

平成24年4月分の保険税から税率が変わります

## 国民健康保険税のお知らせ ●市市民課保険年金係 ☎43・8127

広報ふくつ3月1日号でもお知らせしていた通り、平成24年4月から国民健康保険税の税率を改正しました。保険給付費が年々増加傾向にあり、慢性的な赤字状態が続いているため、この状況を少しでも解消するために行ったものです。6月中旬ごろには世帯主様あてに国民健康保険税納付額のお知らせを送送しますので、今回は新しい税率をもとに国民健康保険税の計算方法について、お知らせします。

### 例)夫43歳の平成23年中の総収入が310万円、妻38歳の総収入120万円、子12歳の3人世帯の場合 (加入期間1年)

例の場合は、夫の事業収入金額の合計額が3,100,000円で、必要経費を除いた事業所得の金額は1,990,000円、妻の収入は給与収入金額が1,200,000円のため、650,000円を引いた550,000円を給与所得の金額として、計算しています。

※100円未満は切り捨て

所得割	医療分	夫 (所得額 1,990,000円 - 基礎控除額 330,000円) × 0.067 = 111,220 円 妻 (所得額 550,000円 - 基礎控除額 330,000円) × 0.067 = 14,740 円	> 125,900 円
	支援分	夫 (所得額 1,990,000円 - 基礎控除額 330,000円) × 0.024 = 39,840 円 妻 (所得額 550,000円 - 基礎控除額 330,000円) × 0.024 = 5,280 円	> 45,100 円
	介護分	夫 (所得額 1,990,000円 - 基礎控除額 330,000円) × 0.017 = 28,220 円	— 28,200 円
均等割	医療分	一人あたり 22,100円 × ( 3 ) 人	= 66,300 円
	支援分	一人あたり 7,500円 × ( 3 ) 人	= 22,500 円
	介護分	一人あたり 9,200円 × ( 1 ) 人	= 9,200 円
平等割	医療分	1世帯あたり 22,100円	22,100 円
	支援分	1世帯あたり 7,500円	7,500 円

所得割 + 均等割 + 平等割 = 326,800 円

4月から翌年3月までの世帯の国民健康保険税(年額)は 326,800 円  
※( )内は旧税率で計算した場合の年額 (279,900) 円

#### ●計算方法の説明

所得割：加入者全員の平成23年1月～12月の所得が対象です。給与、公的年金、譲渡所得等すべての所得が対象になり、基礎控除33万円を差し引いた金額に税率を掛けて計算します。

均等割：世帯に何人加入しているかで計算します。

平等割：1世帯あたりで計算します。

介護分：所得割、均等割の「介護分」については、40歳以上、65歳未満の人が対象です。年度途中で40歳になる人は、誕生月(1日生まれの人はその前月)から、65歳になる人は誕生月の前月(1日生まれの人はその前々月)までで計算します。

#### 保険給付費を抑えるために

- 費用負担の少ないジェネリック医薬品(後発医薬品)を推奨しています。医師・薬剤師にご相談ください。
- はしご受診や重複受診はやめましょう。
- 時間外受診は避けましょう。
- 特定健診を受診しましょう。

#### 国民健康保険税の納付は

- 世帯の分をまとめて、世帯主が納税義務者になります。
- 納め忘れのないよう口座振替が便利です。
- 6月末納期分から、納期限内の納付であれば、コンビニエンスストアでの納付ができるようになります。

#### こんなときは届け出を

- 新しい保険ができたとき、国民健康保険に加入するときには14日以内に届け出をお願いします。
- その他、各種届け出、保険給付の請求等については、保険証発送時に同封している「くらしのみかた国保ガイドブック」をご覧ください。